

# 第33回三鷹市みんなの消費生活展

## 安全なくらしのために・私たちにできることは？

10月16日(木)～18日(土)  
市役所2階市民サロン

### 参加団体・テーマ

- 消費者の会 「ごみいらないパートⅢ」
- 大沢住協厚生部会生活教室 「添加物のない安全なおやつ」の工夫
- モニター友の会 「市販弁当の保存料ソルビン酸2」
- 二葉会 「有害ごみプラスチック類について」
- 野草の会 「失われて行く自然の山や田や畑 身近な野草を守りましょう」
- コープとうきょう 「きいてみよう、おいの気持ち」～おいしさと安全を食卓に～
- 生活クラブまち みたか 「遺伝子組換えイネいらない。／食べない。／作らない。／」
- 東都生協 「何度も使おう…リユースびん」
- 新婦人の会 「『医療費』乳幼児医療費高齢者医療費」
- 芙蓉会 「手先を使って、ボケ予防!!」
- 消費者活動センター運営協議会 「こんな活動をしています」 「おもちゃの病院」(18日のみ)
- 消費者団体連絡会 「せつけんの良さを考えよう」

### 三鷹市リサイクル市民工房

☆工房の案内と作品展示 (18日(土))

### 東京都計量検定所

- ☆100gを計ってみよう (16日(木)～18日(土))
- ☆計量について考えてみよう (16日(木)～18日(土))
- ☆ご家庭の健康管理用計量器が使用上問題がない許容誤差内であるかを無料で調べます。家庭にある物をお持ちください。(16日(木))
- ・血圧計(指針式、水銀柱式、デジタル式で腕に腕帯を巻いて測定するもの)
- ・質量計(ヘルスメーター、キッチンスケールなど)
- ・体温計(ガラス製、電子式で腋や口中で測定するもの、耳温計は調べられません)

### 体験コーナー

- 【市役所2階市民サロン】
- ☆作ってみよう。／買物マイバック (16日(木)～18日(土))
- ☆牛乳パックで作ってみよう。／「オリジナルカード入れ」 (16日(木)～17日(金)午前中)

☆木の実を使ったオリジナルアクセサリー作り (18日(土)のみ)

【市役所中庭】  
☆石けんを使ってみよう 実演販売 (18日(土))

◆生活にハーブを生かそう。／「ハーブ入り石けん作り」体験講座  
講師 岸本マサ子さん(日本アロマテラピー協会会員)  
日時・場所 17日(金)午後1時から第二庁舎4階243号会議室で。無料。  
持ち物 エプロン・筆記用具  
▶10月6日(月)から消費生活係☎内線2545へ申し込む。先着30人。



一般に高齢者は在宅率が高いことや居住している住宅が建築後ある程度の年数が経過していることなどから、販売活動の対象になりやすく、その結果、トラブルに巻き込まれる確率が増加していると考えられます。

それでは、2つの事例を取り上げて、どんなことがトラブルになるかをご紹介します。

# 10月は「三鷹市消費者月間」です

最近、テレビなどで話題を呼び、ちょっとしたブームになっている住宅リフォームですが、思わぬ落とし穴が潜んでいることもあり、トラブル防止のために、事例を参考に考えてみましょう。

### 事例1

70歳の両親と別居している娘さんからの相談でした。お父さんから電話があり、「昨日、シロアリ駆除の業者さんが来て、床下のシロアリ点検をしていった」とのことでした。そして、業者から「床下の湿気が多いのでシロアリが発生している可能性がある。高い、このままにしておくと家が傾いてしまうから、換気のために床下換気扇を取り付けた方がいいですよ」と勧められ、「点検説明が終了したことを確認してもらうために、確認書にサインして欲しい」と言われて、お父さんは気軽にサインをしたそうです。

## 住宅リフォーム契約のトラブル防止を考える

### 事例2

60歳の主婦からあった相談です。電話での勧誘がきっかけで、以前、浴室工事を依頼したところのある業者が、「近所で工事をしているので、ついでに自宅の様子を見に来ました」と言って訪ねてきました。そして、家の様子をいろいろ見て回り、屋根にも登って調べました。突然「屋根の瓦が古くなり、ずれてきています。このままだと雨漏りがしたり、ちょっとした地震でも瓦が落ちてきて近所に迷惑をかけることにもなりかねないし、外壁も傾いていて危険だから、合わせて安く工事をさせてください」と言って帰っていききました。翌日、業者は見積書を持ってやってきた。見積書の内容を見ると「屋根工事一式50万円、外壁工事一式40万円」とだけ書かれています。

「材料を発注する都合で明日までに返事が欲しい」となど、事実を消費者が確認できない。自分で屋根の様子を見ることもできず、近所に迷惑をかけることもできないので、悩んでいました。相談員は、「このまま放置すると危険だ」「工事しないで大変なことになる」「材料を発注する都合で明日までに返事が欲しい」となど、事実を消費者が確認できない。

ことを言っても不安をおおった。消費者に考える時間を与えず、契約を急がせるような行為を行う業者は質の良い業者とは考えにくく、消費者本意の契約が交わされる業者だと考えないと指摘しました。

### 住宅リフォーム

#### 工事契約の注意点

- ①訪問販売の中でも、「点検商法」が中心として横行しています。さらに業種を変えての「次々販売」が行われるケースが多いので、必要とする以外の工事や商品などについては「要らない」ときちんと断りましょう。
- ②最初の訪問から時間を置かず契約を強く迫るケースが多いですが、工事を依頼する際には時間をかけて十分検討したうえで依頼しましょう。
- ③リフォームについては、建設業法上の許可を必要としないことが多く、さらに建築士資格を持たない者が設計・管理する場合があり、工事内容や設計などが複雑なことも多いのが実情です。業者の説明などを鵜呑みにせず、必ず改修計画書(図)や工程表の提出を求めましょう。
- ④訪問販売の場合は、工事が開始された後でもクーリング・オフ期間内であれば解約することができます。
- ⑤工事が完了しても契約通りの工事がされているかを確認するまでは代金の全額は支払わないようにし、契約する際に支払いについてきちんと確認することが必要です。

●財住宅リフォーム・紛争処理支援センター  
相談窓口☎03-6355-6514  
7-5-147

## 三鷹市消費者相談窓口 ☎47-9042

月～金曜日(土・日曜日、祝日を除く)  
午前10時～午後4時  
三鷹市下連雀3-22-7  
三鷹市消費者活動センター内

